

福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金計画書作成用 基本情報入力シート

【注意】本シートは様式作成用のため、提出は不要です。

●次の情報を本シートの黄色セルに入力することで、各様式に自動的に転記されます。

- ・提出先に関する情報
- ・基本情報
- ・臨時特例交付金の対象事業所に関する情報

【凡例】(本シート)

以下の分類に従い、色付きセルに必要事項を入力してください。

交付金の取得に必要な情報 入力セル

1 提出先に関する情報

交付金提出先	宮崎県
--------	-----

2 基本情報

⇒下表に必要事項を入力してください。記入内容が様式第1-1号に反映されます。

書類作成年月日	
法人名	フリガナ
	名称
法人住所	〒
	住所1(番地・住居番号まで)
	住所2(建物名等)
法人代表者	フリガナ
	職名
	フリガナ 氏名
書類作成担当者	フリガナ
	氏名
連絡先	電話番号
	FAX番号
	e-mail

一本欄に記入することで、様式第1-1号の署名欄に転記されます。

3 加算・補助金の対象事業所に関する情報

下表に必要事項を入力してください。記入内容が別記様式第1-1号及び第1-2号に反映されます。

※1 「一月当たり障害福祉サービス等報酬総額(処遇改善加算及び特定加算を含む) [円]」には、「障害福祉サービス費等支払決定額内訳書」に基づき、前年1月から12月までの1年間のサービス別の報酬総額(処遇改善加算及び特定加算を含む、各種加算減算を含む。)を12で除したものの(12ヶ月に満たない場合は、一月あたりの標準的な額として見込まれるもの)を記載すること。(a)は交付金の見込額の算出に用いる。

通し番号	障害福祉サービス等事業所番号	指定権者名	事業所の所在地		事業所名	サービス名	一月当たり障害福祉サービス等報酬総額(処遇改善加算及び特定加算を含む)(※1)[円](a)
			都道府県	市区町村			
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							

福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金（変更）申請書（計画書）

宮崎県福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金交付要綱に基づく宮崎県福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金については、補助金等の交付に関する規則（昭和39年宮崎県規則第49号）第3条の規定により、関係書類を添えて申請する。

1 基本情報

フリガナ					
法人名					
法人所在地	〒 -				
フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ
代表者職名	代表者名	代表者名	代表者名	代表者名	代表者名
フリガナ					
書類作成担当者					
連絡先	電話番号	FAX番号	E-mail		

2 賃金改善計画について

※詳細は別記様式第1-2号に記載

※本計画に記載された金額は見込額であり、提出後の運営状況(利用者数等)、人員配置状況(職員数等)その他の事由により変動があり得る。

※本様式では下記の要件を確認しており、オレンジセル3カ所が「○」でない場合、交付金の交付要件を満たしていない。

I 交付金による賃金改善を行う総額が交付金による収入額を上回ること

II 賃金改善の合計額の3分の2以上は、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げに充てること

①福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金の見込額(k)		円	要件 I
②賃金改善の見込額(i-ii) (右欄の額は①欄の額を上回ること)		円	
i) 賃金改善実施期間(④)に交付金により賃金改善を行う場合の福祉・介護職員等の賃金の総額(見込額)	0	円	
ii) 令和3年における賃金改善実施期間に相当する期間の福祉・介護職員等の賃金の総額【基準額】		円	
③ベースアップ等による賃金改善の見込額			
i) 福祉・介護職員等の賃金改善見込額(i-1)	0	円	要件 II
(うち、ベースアップ等による賃金改善の見込額(i-2))	0	円	
(一月あたり)	0	円	
	(0.00)	%	
ii) その他の職員の賃金改善見込額(j-1)	0	円	
(うち、ベースアップ等による賃金改善の見込額(j-2))	0	円	
(一月あたり)	0	円	
	(0.00)	%	
④ 交付金による賃金改善実施期間	令和4年	月 ~ 月	

【記入上の注意】

- ・ ② i) 「賃金改善実施期間に交付金により賃金改善を行う場合の福祉・介護職員等の賃金の総額(見込額)」には、交付金による賃金改善を行った場合の法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができる。
- ・ ② i) 及び ② ii) 「令和3年における賃金改善実施期間に相当する期間の福祉・介護職員等の賃金の総額」には、処遇改善加算及び特定加算を取得し実施される賃金の改善(見込)額を含む額を記載すること。

3 福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金により賃金改善を行う賃金項目及び方法

賃金改善を行う給与の種類	ベースアップ等	<input type="checkbox"/> 基本給	<input type="checkbox"/> 決まって毎月支払われる手当(新設)	<input type="checkbox"/> 決まって毎月支払われる手当(既存の増額)
	その他	<input type="checkbox"/> 手当(新設)	<input type="checkbox"/> 手当(既存の増額)	<input type="checkbox"/> 賞与 <input type="checkbox"/> その他 ()
具体的な取組内容	(当該事業所における賃金改善の内容の根拠となる規則・規程)			
	<input type="checkbox"/> 就業規則の見直し <input type="checkbox"/> 賃金規程の見直し <input type="checkbox"/> その他 () (賃金改善に関する規定内容) ※上記の根拠規程のうち、賃金改善に関する部分を記載すること。			

以下の点を確認し、全ての項目にチェックして下さい。

確認項目	証明する資料の例
<input type="checkbox"/> 令和4年2月から賃金改善を実施しています。	—
<input type="checkbox"/> 令和4年2月サービス提供分について福祉・介護職員処遇改善加算(I)、(II)又は(III)を届出しています。	—
<input type="checkbox"/> 交付金相当額を適切に配分するための賃金改善ルールを定めました。	就業規則、給与規程
<input type="checkbox"/> 交付金として給付される額は、職員の賃金改善のために全額支出します。	給与明細
<input type="checkbox"/> 交付金の対象となる職員の勤務体制及び資格要件を確認しました。	勤務体制表
<input type="checkbox"/> 労働基準法、労働災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていません。	—
<input type="checkbox"/> 労働保険料の納付が適正に行われています。	労働保険関係成立届、確定保険料申告書
<input type="checkbox"/> 本計画書の内容を雇用する全ての職員に対して周知しました。	会議録、周知文書

※ 各証明資料は、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。

※ 本表への虚偽記載の他、交付金の請求に関して不正があった場合は、交付金を返還することとなる場合がある。

計画書の記載内容に虚偽がないことを証明するとともに、記載内容を証明する資料を適切に保管していることを誓約します。

年 月 日

法人名
代表者 職名

氏名

福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金計画書(施設・事業所別個表)

【記入上の注意】 ・処遇改善臨時特例交付金計画書は、現行の処遇改善加算等の計画書と同様、法人一括での作成が可能であり、法人全体で交付要件を満たしていれば足りること。(ただし、処遇改善臨時特例交付金計画書については都道府県をまたいでの作成はできません。)
 ・(i-1)及び(j-1)には、「資金改善実施期間に交付金により資金改善を行う場合の福祉・介護職員等の賃金の総額(見込額)」(2② i)と、「令和3年における資金改善実施期間に相当する期間の福祉・介護職員等の賃金の総額」(2② ii)とを比較し、その差額を事業所ごとに記入すること。
 ・(i-2)及び(j-2)には、「3 福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金により資金改善を行う資金項目及び方法」に記載した具体的な取組に基づく資金改善の見込額を記載すること。

法人名	
-----	--

2① 福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金額(見込額)の合計[円](k)	
--------------------------------------	--

障害福祉サービス等事業所番号	指定権者名	事業所の所在地		事業所名	サービス名	算定する福祉・介護職員処遇改善加算の区分 (Ⅰ～Ⅲを算定しない事業所は交付金を取得できません)	一月あたり障害福祉サービス等報酬総額 [円](f) (処遇改善加算及び特例交付金を含む)	交付率 (g)	福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金					
		都道府県	市区町村						合計を(k)に表示					
									①福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金の見込額 (f×g×h) [円]	(i-1) ③ i) 福祉・介護職員の賃金改善額 [円]	(i-2) ベースアップ等による賃金改善額 [円]	(j-1) ③ ii) その他職種の賃金改善額 [円]	(j-2) ベースアップ等による賃金改善額 [円]	
1									令和 4 年 月～令和 4 年 月 (ヶ月)					
2									令和 4 年 月～令和 4 年 月 (ヶ月)					
3									令和 4 年 月～令和 4 年 月 (ヶ月)					
4									令和 4 年 月～令和 4 年 月 (ヶ月)					
5									令和 4 年 月～令和 4 年 月 (ヶ月)					
6									令和 4 年 月～令和 4 年 月 (ヶ月)					
7									令和 4 年 月～令和 4 年 月 (ヶ月)					
8									令和 4 年 月～令和 4 年 月 (ヶ月)					
9									令和 4 年 月～令和 4 年 月 (ヶ月)					
10									令和 4 年 月～令和 4 年 月 (ヶ月)					
11									令和 4 年 月～令和 4 年 月 (ヶ月)					
12									令和 4 年 月～令和 4 年 月 (ヶ月)					
13									令和 4 年 月～令和 4 年 月 (ヶ月)					
14									令和 4 年 月～令和 4 年 月 (ヶ月)					
15									令和 4 年 月～令和 4 年 月 (ヶ月)					

様式第2号（第4条、第8条及び第10条関係）

（変更）収支予算書（決算書）

1 収 入

（単位：円）

区 分	予定額（決算額）	備 考
合 計		

2 支 出

（単位：円）

区 分	予定額（決算額）	備 考
合 計		

表1 加算算定対象サービス

サービス区分	福祉・介護職員処遇改善加算			福祉・介護職員等特定処遇改善加算			
	キャリアパス要件等の適合状況に応じた加算率			配置等要件に応じた加算率			配置等要件
	加算Ⅰ	加算Ⅱ	加算Ⅲ	特定加算Ⅰ	特定加算Ⅱ	区分なし	特定加算Ⅰ
居宅介護	27.4%	20.0%	11.1%	7.0%	5.5%	エラー	特定事業所加算
重度訪問介護	20.0%	14.6%	8.1%	7.0%	5.5%	エラー	特定事業所加算
同行援護	27.4%	20.0%	11.1%	7.0%	5.5%	エラー	特定事業所加算
行動援護	23.9%	17.5%	9.7%	7.0%	5.5%	エラー	特定事業所加算
重度障害者等包括支援	8.9%	6.5%	3.6%	エラー	エラー	6.1%	-
生活介護	4.4%	3.2%	1.8%	1.4%	1.3%	エラー	福祉専門職員配置等加算
施設入所支援	8.6%	6.3%	3.5%	エラー	エラー	2.1%	-
短期入所	8.6%	6.3%	3.5%	エラー	エラー	2.1%	-
療養介護	6.4%	4.7%	2.6%	2.1%	1.9%	エラー	福祉専門職員配置等加算
自立訓練(機能訓練)	6.7%	4.9%	2.7%	4.0%	3.6%	エラー	福祉専門職員配置等加算
自立訓練(生活訓練)	6.7%	4.9%	2.7%	4.0%	3.6%	エラー	福祉専門職員配置等加算
就労移行支援	6.4%	4.7%	2.6%	1.7%	1.5%	エラー	福祉専門職員配置等加算
就労継続支援A型	5.7%	4.1%	2.3%	1.7%	1.5%	エラー	福祉専門職員配置等加算
就労継続支援B型	5.4%	4.0%	2.2%	1.7%	1.5%	エラー	福祉専門職員配置等加算
共同生活援助(指定共同生活援助)	8.6%	6.3%	3.5%	1.9%	1.6%	エラー	福祉専門職員配置等加算
共同生活援助(日中サービス支援型)	8.6%	6.3%	3.5%	1.9%	1.6%	エラー	福祉専門職員配置等加算
共同生活援助(外部サービス利用型)	15.0%	11.0%	6.1%	1.9%	1.6%	エラー	福祉専門職員配置等加算
児童発達支援	8.1%	5.9%	3.3%	1.3%	1.0%	エラー	福祉専門職員配置等加算
医療型児童発達支援	12.6%	9.2%	5.1%	1.3%	1.0%	エラー	福祉専門職員配置等加算
放課後等デイサービス	8.4%	6.1%	3.4%	1.3%	1.0%	エラー	福祉専門職員配置等加算
居宅訪問型児童発達支援	8.1%	5.9%	3.3%	エラー	エラー	1.1%	-
保育所等訪問支援	8.1%	5.9%	3.3%	エラー	エラー	1.1%	-
福祉型障害児入所施設	9.9%	7.2%	4.0%	4.3%	3.9%	エラー	福祉専門職員配置等加算
医療型障害児入所施設	7.9%	5.8%	3.2%	4.3%	3.9%	エラー	福祉専門職員配置等加算
障害者支援施設:生活介護	6.1%	4.4%	2.5%	エラー	エラー	1.7%	-
障害者支援施設:自立訓練(機能訓練)	6.8%	5.0%	2.8%	エラー	エラー	2.6%	-
障害者支援施設:自立訓練(生活訓練)	6.8%	5.0%	2.8%	エラー	エラー	2.6%	-
障害者支援施設:就労移行支援	6.7%	4.9%	2.7%	エラー	エラー	1.8%	-
障害者支援施設:就労継続支援A型	6.5%	4.7%	2.6%	エラー	エラー	1.8%	-
障害者支援施設:就労継続支援B型	6.4%	4.7%	2.6%	エラー	エラー	1.8%	-